

# 三重県からのお知らせ

ポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」と略します。）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い等の特性から、熱媒体、トランス及びコンデンサ用の絶縁油等幅広い分野で使用されてきました。しかし、昭和43年にカネミ油症事件が起こる等、PCBによる健康被害や地球規模での環境汚染が問題になりました。

その後、国際的には、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が平成13年5月に採択され（日本は平成14年8月に加入）、PCBに関して平成37年までに使用の全廃、平成40年までに適正な処分を行うこととなり、こうした背景のもと、我が国では、「PCB廃棄物特別措置法」および「廃棄物処理法」に基づき、適正な保管および処分を進めているところです。

しかしながら、処理体制の整備の遅れから、PCB廃棄物の保管が長期化しており、不適正な管理による漏えいや紛失等による環境汚染のリスクが高まっています。

このため、三重県では、PCB廃棄物の容易な識別を可能にし、保管事業者による適正な管理が確実に行われるよう、今般、識別のためのシールを作成し、順次PCB廃棄物に貼付する取組を本年度から行っています。

## 1 シールの形状（原寸大）



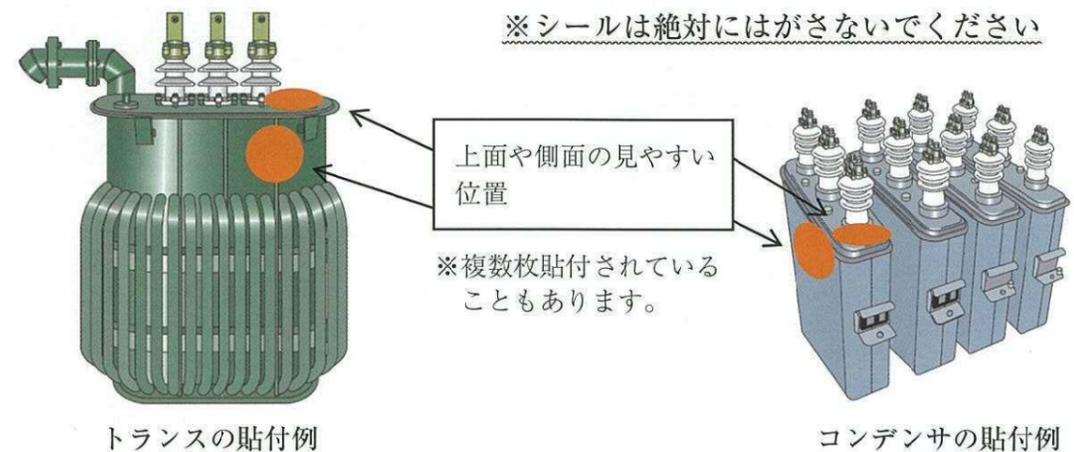
<識別シール（赤色）>  
PCB廃棄物であることを示しています。



<識別シール（黄色）>  
PCB濃度が不明で、濃度確認が必要であることを示しています。

## ～PCB廃棄物の適正管理を推進するために～

### 2 シールの貼付例



### 3 シールが貼付された機器の取扱い

～トランス、コンデンサ等の廃重電機器をスクラップとして取り扱う皆さまへのお願い～

赤色シールが貼られている機器の引き取りを保管事業者から依頼された場合は、当該物がPCB廃棄物であることを保管事業者の説明し、引き取りをしないでください。

黄色シールが貼られている機器の引き取りを保管事業者から依頼された場合は、当該物がPCB廃棄物でないことを示す根拠資料の提出を保管事業者に求め、PCB廃棄物でないことが確認できたもの以外は引き取らないでください。

PCB廃棄物でないことが確認されるまでの間は、PCB廃棄物に準じて取り扱ってね。

※万一、現場でシールの貼られた機器を発見した場合は、

- ・他の機器等との区別
- ・特別管理産業廃棄物保管基準に従い適正保管
- ・元の持ち主への返却

を行うとともに、適宜、三重県へ情報提供をお願いします。

問い合わせ先：三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課（TEL：059-224-2475）



## ～電子マニフェスト操作体験研修会 及び電子マニフェスト運用相談会～

電子マニフェストの普及促進を目的に、三重県主催、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、当協会インストラクターによる電子マニフェスト操作体験研修会を7月から10月までに14回、また、運用方法を個別に説明する電子マニフェスト運用相談会を7月～1月までに8回開催しております。

操作体験研修会では、実際にパソコンを使用し、排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者の基本的な操作方法について体験することができます。

電子マニフェスト操作体験研修会日程等は、  
下記ホームページをご覧ください。

<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/100080/sanpai/26densimanik.htm>

<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/100080/sanpai/26densimaniu.htm>

なお、会員様で電子マニフェスト操作方法等、個別に相談のある事業所様は、一般社団法人三重県産業廃棄物協会までご連絡下さい。

丁寧にお教え致します。

